

## 破産法 157 条の報告事項

### 1. 破産手続開始の決定に至った事情

破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり ( )

### 2. 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他 (下記のとおり)

第1回集会 (平成 27 年 6 月 8 日) 後の主な業務遂行は以下のとおり。

#### (1) 賃貸借契約 (明渡し) 処理

東京本社その他の賃借物件の明渡合意, 敷金残金の返金等。

#### (2) 資産換価・回収

預金解約・自販機商品販売手数料支払、電柱敷地賃料支払、販売代金支払 (和解), あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を保険会社とする企業費用総合保険の保険料返還。

#### (3) 未払賃金

業務委託契約の形式によるテレアポインターの未払委託料について, 労働者健康福祉機構と協議の上, 未払賃金とする証明書発行。

#### (4) 破産会社役員らの現金引き出し行為に対する保全申立

破産会社代表者上津氏らが, 平成 27 年 2 月 26 日, 破産会社口座より現金を引き出したことが判明し, 平成 27 年 7 月 13 日, 上津氏らに対する債権仮差押を申し立てた。現在, 事実関係の詳細確認及び今後の進行につき協議中。

#### (5) ㈱FCG の破産手続開始決定前の債権回収行為

破産会社が顧客の電気工事及び電力会社への申請作業の業務を委託していた㈱FCG が, 開始決定前に, 破産会社の顧客に係る工事費等を回収していたことが判明し, 平成 27 年 5 月 13 日付で同社との間で締結した合意書に基づき, 同社に対し, 回収した顧客・受領金額等の報告を求めているが, 未だに報告がなされない。

### 3. 損害賠償請求権の査定 of 裁判、その保全処分を必要とする事情の有無 (破産者が法人の場合に限る。)

無 有 (内容 ) その他 ( )